

京都町奉行所支配と「守護不入」権

藤本 仁文

はじめに

本稿は、18世紀の京都を事例に、江戸幕府の町奉行所支配と寺社が有する個別領主権との関係性を解明するものである。京都町奉行所はいわゆる洛中洛外と呼ばれた都市支配だけでなく、享保7年（1722）以降は、山城・大和・丹波・近江の四カ国の広域支配を行った。上方では大名・旗本・寺社などの個別領主支配を基本としながらも、一つの村を複数の領主が支配するなど所領が錯綜していることから、支配違いの裁判や大河川の修復等に関しては、京都・大坂町奉行所等が広域支配を担当した。つまり当該地域に関しては個別領主支配だけでなく、町奉行所による広域支配が行われており、この二つの支配の関係性をめぐって議論が展開されてきた（1）。

この場合分析の対象となるのが尼崎藩などの大名領に集中し、また旗本に関する研究も若干の蓄積を持っているが、寺社に関してはまとまった研究が少なく、これは大坂周辺に研究が集中して、京都・奈良を対象とした研究が少ないという問題とも繋がっている。特に近世前期について大宮守友氏の研究があるが（2）、中後期の寺社領に関する研究は存在しない。従来の研究成果によって、18世紀半ばは、町奉行所支配と個別領主支配の両者の関係が転換する時期であることが明らかにされている。具体的には、岩城卓二氏が明和年間（1764—72）に尼崎藩領上知や在方株設置等の政策が行われ、それ以前とは異なり、幕府・町奉行所が個別領主権を侵害してでも政策を実施していくことを明らかにし、当該期が二つの支配の関係が転換する時期であると位置づけている（3）。この18世紀半ばに関して、寺社による個別領主支配にも何らかの転換があった可能性が高いものと考えられる。本稿ではこの問題を「守護不入」という用語が使用されていく背景や、「鉄棒曳き」（4）「十手」等、寺社が持っていた警察権を町奉行所が規制していく過程に注目して明らかにしていく。

1 寺社の「守護不入」権

次の【史料1】は、明治19年（1886）より作成された「町村沿革取調書」の愛宕郡吉田村の消防に関する記述である。

【史料1】（5）

一（A）出火等ノ節ハ、旧来領内ハ守護不入ト称シ曾テ奉行所ノ支配ヲ受ケサルノ特權ヲ有シ、本村南北入口ニ惣門本村外廊ノ閨門ナリアリテ直ニ之ヲ閉鎖シ、他所火防ノ乱入ヲ謝絶シ、単ニ村民拳テ消防ニ尽力スルヲ旧慣トス、口シテ、代官庄屋現場へ臨ミ之レカ監督指揮ヲナセリ、併シ其状況火勢猛烈ニシテ到底村民一手ヲ以テ鎮火シ難キヲ認ムルトキハ臨時代官ヨリ惣門外ニ他ヨリ出張屯列セル、火防ヘ消防ヲ依頼スルコトアルモ実ニ止ムヲ得サルニ出テ、通例又稀トス、（B）鎮火ノ后手続書ヲ製シ代官ノ添書ヲ以テ奉行所へ差出セリ、尤火出シモノハ翌日代官所へ呼出シ

火元不注意ヲ譴責シ将来ヲ戒メ置ノ外、別ニ懲罰ヲ加ヘス

傍線部Aでは、火事の際に吉田社領は「守護不入」と称して京都町奉行所の支配を受けない特権があったと述べている。その後ろには、吉田村南北の入り口にある惣門を閉めて外から誰も入れないようにして、村民だけで消火活動を行うことが慣習であったことを述べている。混乱に乗じて不審者が潜入したり、あるいは他村の者が破壊消防を行うのを防ぐためかと考えられる。傍線部Bでは、鎮火後は代官の添書をもって町奉行所に報告を行い、火事の原因となった者に対しては代官所に呼び出し戒め置くが、罰することはしないということを記述している。

上の記述から吉田社の消火活動は閉鎖的で、同村・同領内でほぼ完結し、京都町奉行所へは事後報告のみであったといえる。比較的規模が大きく、領主権力といいいう寺社は、吉田社とほぼ似通っていたものと考えられる。例えば、石清水八幡宮の場合、領内の火災の場合には領主である八幡宮とその領民が対応する独自の消防制度があった（6）。このため隣接する淀藩は、八幡火災時に出動し消火活動を行う任務を持っていたものの領分境で待機し、八幡宮自身で対応できない場合のみ加勢をした。【史料1】で記述されている「守護不入」は、古代・中世と続いてきた寺社が、幕藩権力に侵害されない個別領主権を指しているものと考えられる。次の【史料2】は、この個別領主権を侵害する側である、京都町奉行所与力の覚帳に書き留められた「守護不入」についての記述である。なお本史料は寛政13年（1801）頃に作成されたものと考えられている。

【史料2】（7）

守護不入箇條書

（A）寛政五年丑十月守護不入場所取計之儀目付方ニ而取調申上候書付并書抜共
大山崎守護不入之儀ニ付、外守護不入之寺院茂相糺候処、別紙之通夫々申之候、尤大山崎当職申立候趣ニ而者、御書判茂頂戴仕罷在候得共、（B）宝暦三酉年十二月出火之節、百姓四郎兵衛立退候砌より、出火之節御役所江火元召連出候儀之由、併社家寺院之儀者、前々之通御聞済有之趣ニ申立候、（C）然ル上者守護不入ニ茂相違御座有間敷哉、別紙書抜帳面壹冊入御覽候、（D）尤外々守護不入之場所と見競候得者、八幡より諸事訴出候節者、前々より當時ニ至、御役所ニ而之御取計方格別相違仕候儀茂相見不申候付、然ル上者大山崎茂八幡同様、守護不入之場所と相見候得者、以来大山崎より之諸訴者、八幡同様ニ御取計可被遊段、当番所江被仰渡置候方ニ茂可有御座哉、先取調候趣申上候、以上

十月

目付方

一大山崎之儀相糺候処、（E）往古鹿苑院義満守護不入之御教書被下、猶又 東照宮様 御書判、往古之通被下置頂戴仕罷在候旨、書付差出申候

傍線部Aでは、「守護不入」についての箇条書は、寛政5年に目付方が守護不入の場所の取調を行って作成したものであることを述べている。傍線部Bは、大山崎の離宮八幡宮について、宝暦3年（1753）12月に発生した火災以来、京都町奉行所に火元の者を召連れて出るようになったことを記述している。傍線部Cでは、同Bの内容は守護不入に相違するのではないかという疑義があるため別

紙書抜帳面を認めたとあり、同Dでは他の守護不入の場所を調べたところ、石清水八幡宮の訴訟について大山崎とは違いも特にないため、大山崎も八幡同様に守護不入の場所であると考えられ、以後の訴えは、八幡同様の扱いをして欲しいと述べている。また同Eでは、その根拠となる文書を提出していたことが分かる。以下ではこの内容を確認していきたい。

傍線部Bに関しては、「宝暦元未年十二月三日千光寺出火類焼無之、西御役所江御届申上御聞済之由」「同二申年五月十八日倉之内町百姓久右衛門より出火類焼三軒西御役所江御届申上御聞済之由」等と記述され、宝暦2年5月までは火災発生に際しては、町奉行所に届け出だけで済んでいたことが分かる。【史料3】は宝暦3年12月の火災時の詳細である。

【史料3】

一 同三酉年十二月六日溝口町百姓四郎兵衛より出火類焼拾八軒、西御役所江御届申上候節、四郎兵衛近在親類共方江立退居申候と御届ニ罷出候者不案内ニ而、四郎兵衛行衛相知不申候由、彼是不都合之儀申出候ニ付、尋出召連出候様被仰出候ニ付、早速尋出召連出候処、押込被仰付候旨、本人江直ニ被仰渡、其後領内出火有之候節、前々之通御届申出候得共、右四郎兵衛召連出候以後者、火元之者召連罷出候様、被仰渡候砌、達而旧例申立候も恐多、火元之もの召連罷出候由、併社家寺院之儀者前々之通御聞済有之由

傍線部にあるように、火元となった溝口町百姓四郎兵衛が町奉行所に呼び出され、本人には押込が申し渡されたこと、これ以後は届けだけでなく、火元の者を召し出すように申し渡されたことが記述されている。これ以後に関しては、「一 寛政三亥年四月十一日、溝口町百姓藤四郎より出火類焼九軒、火元藤四郎召連西御役所江罷出、御叱被仰渡候由」等とあり、火元の者は町奉行所から叱を申し渡されている。これが「守護不入」の侵害であると寛政5年に捉え返されたことになる。

傍線部Dの石清水八幡宮に関しては不明な点が多いものの、慶長15年（1610）9月15日付の徳川家康朱印状で八幡社領について、「檢地令免許、守護不入」の文言があることはよく知られている（8）。また次の【史料4】は、長濱尚次が記述した「男山考古録」の中の一節である。

【史料4】（9）

橋本町の南端の入口にて、今石橋架所也、下流ハ上に云金川也、此所山城と河内の國境也、西者攝津にて三國にかゝる、依て三國橋の名も有、此方に神領より建る制札場有、傍に守護不入之所の鉢木を建、淀大橋詰なるは石標なり、放生會の時、四至の鉢木をも此所に建る（後略）

「守護不入」の鉢木を建て、これを強く意識していたことが分かる。次の【史料5】は、【史料2】と同様に大山崎が訴えた際に調べられた石山寺に関する記述である。

【史料5】

一 石山寺之儀者往古守護不入之地ニ而御座候由、當時ニ而者右之趣申伝來候計之事ニ而、右ニ付書物等者無御座旨申是候

石山寺には「守護不入」と申伝だけはあるが、これを証明する書物等はないと記述している。その他の寺社に関しては今後の課題となるが、大山崎に関しては宝暦3年の火災を契機に、京都町奉行所

による個別領主権の侵害が始まり、寛政5年にこれを問題として認識し直したことになる。この際、従来は意識することのなかった「守護不入」が自覚され、また権利として獲得しようとしたといえるであろう。次の【史料6】は【史料2】と同じく大山崎に関する記述である。

【史料6】

一 大山崎塔中張紙有之趣意有之様子ニ而、当職ニ而取計難成旨、当職役人訴出、名前茂無之申立候趣意難相分候間、得と相糾候上不相済候ハヽ、委細書付相頼候様被仰付候処、同月廿六日何者之仕業ニ候哉難相知候付、焼捨可申旨申渡候得共、塔頭之もの兎角相糾吳候様申之候由、当職ニ而取計難相成旨、又々願出候処、達而相願候ハヽ訴訟ニ付相願候様被仰付候事、御役所ニ留有之

明和6年（1769）に大山崎の塔頭に張紙がなされたため、傍線部にあるように、この張紙を焼き捨てたが、塔頭の者たちが犯人を糾明するように要求するものの、当職では対応できないため、京都町奉行所に訴えた。自領内で済む捜査ではないため、統一権力であり広域支配を行う町奉行所に持ち込むしかなかったのである。この内容は、これまで述べてきた事と一見矛盾する。大山崎が、その個別領主権・「守護不入」権を侵害するものであると否定的に認識した京都町奉行所の支配は、この場合では大山崎にとって必要でもあるということになるからである。

この問題は、離宮八幡宮をはじめとする寺社だけでなく、当該地域の諸藩にも当てはまる問題であった。よく知られているように、18世紀半ばから藩札発行や専売制に象徴されるように独自の経済政策を展開したり、町奉行所の広域支配による個別領主権侵害を問題として認識し始める。一方で広域の犯罪捜査や複数の所領にまたがる大河川の治水等では町奉行所支配を不可欠なものとして受け入れていかざるを得なくなる。18世紀後半の諸藩・寺社は、京都・大坂町奉行所の広域支配を、個別領主権を侵害するものとして否定しつつ、同時にそうした統一権力を必要不可欠なものとして肯定せざるを得ない、という複雑な様相を帯びることになった。こうした状況下で、大山崎は従来無自覚であった「守護不入」を強く意識することになったものと考えられる。

本章では、京都近郊の寺社を取り上げたが、村方では一定程度衝突・対抗関係を見いだせるものの、基本的には個別領主権が尊重されており、むしろ個別領主支配を前提としてはじめて広域支配が成立していた側面が強いが、都市部ではこの問題が見えやすい形で顕在化している。以下では、都市域に存在する寺社を対象に、京都町奉行所の支配権がストレートに推し及ぼされて寺社の支配権が否定されていく18世紀の様相を見ていきたい。

2 近世都市の構造的特質と消防制度

都市部では消防が最も見えやすい形で、権力が行使される様相とその問題を浮かびかがらせている。本章ではまず京都の消防制度を概観することで、18世紀の町奉行所と都市域に存在する寺社との関係を確認しておきたい（10）。17世紀段階では消防制度と呼びうるものはなく、町人に対して強制力を持つ町が、火災時には町の構成員すべてが火元に集まって消火活動を行うことを義務付ける等、

個々の町共同体による防火・消火の機能・役割が、そのまま京都全体を大火から守っていたといえる。ところが元禄期頃より町から町人たちが自立し始めて町は変容し、従来のような強制力は失われて防火・消火の機能は著しく低下する。同時に生活水準の向上で火・油の使用が一般化し、当該期の都市は大火が頻発する構造的要因を抱えていた。このため当該期には、幕府によって京都のみならず、江戸・大坂・奈良等で消防が制度化されている。

京都では元禄3年（1690）に京都近隣の諸藩が半年間京都に詰めて火消を担当する大名火消が制度化され、二度の制度改変を経て享保7年（1722）に確立する。京都所司代・町奉行らの幕府による火消部隊に加えて、近隣の諸藩が動員されることで、武家による消防制度ができあがつたのである。【史料7】は、【史料2】と同じく町奉行所与力の覚帳の火消に関する条項、【史料8】は京都大名火消を勤めた郡山藩藩士のマニュアルである（11）（次頁図参照）。

【史料7】

町奉行所出馬限

二條川東新地 粟田口 南禅寺 祇園

一東者

青蓮院宮 安井門跡 知恩院

伏見海道支配境迄 養源院 妙法院宮

一南者

大仏 六孫王 東寺 四塚迄

一西者

北野社紙谷川限

一北者

室町頭并安居院町離迄

右之通前々より出馬仕候

【史料8】

火事場防所大格

一、 洛中家続之分不残、

東方角

一、 下加茂&岡崎村迄者 壱番手罷越、弐番手加茂川西ニ可控候、

一、 南禅寺辺 壹番手罷越、南禅寺危候者 寺内可相詰候、弐番手三条橋ニ可控候、尤寺内危候
ハヽ、是又寺内可相詰候、

一、 蹤上辺 壱番手罷越、弐番手三条橋西ニ可控候

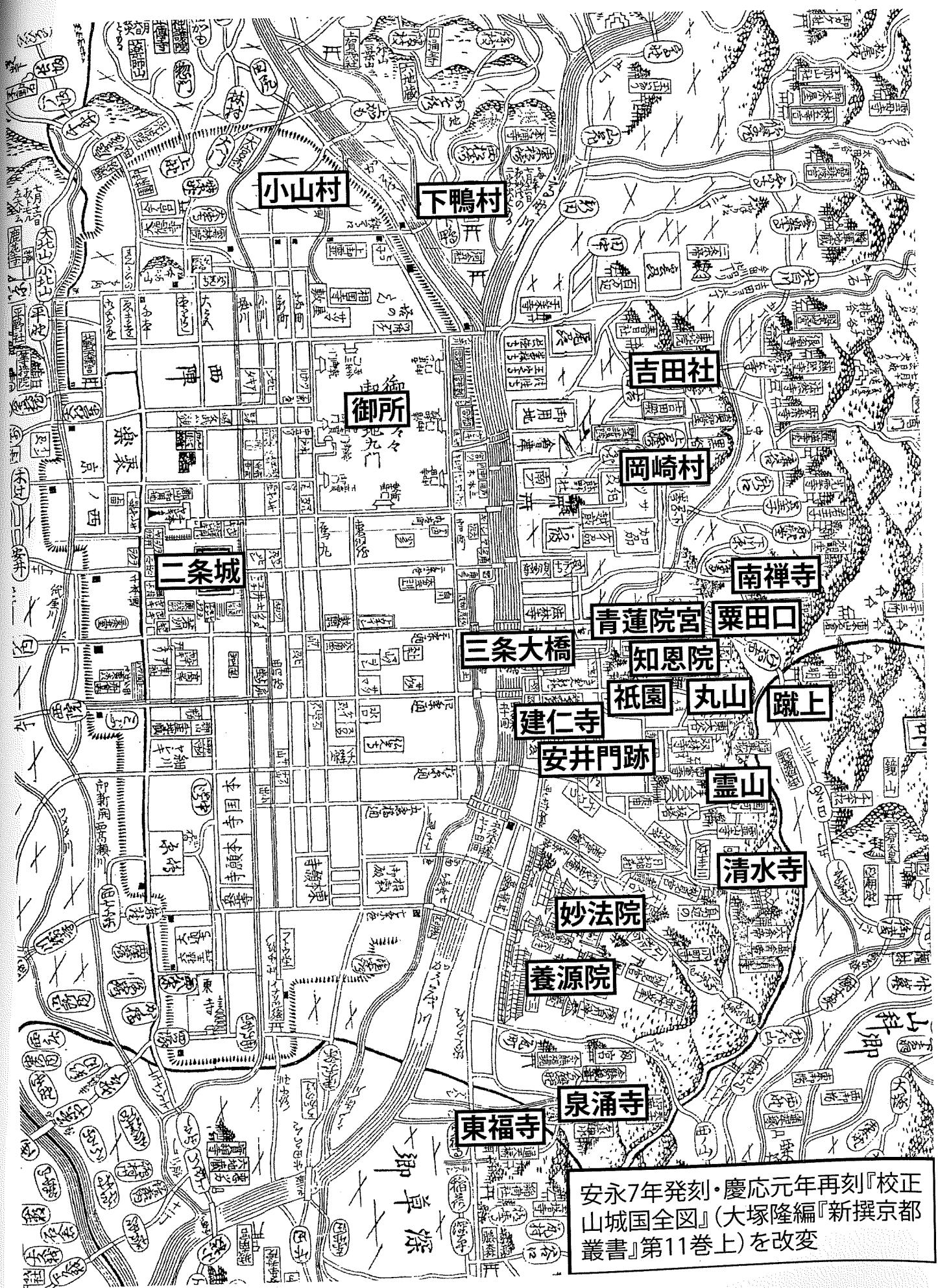
一、 智恩院辺

一、 養源院辺

壹番手・弐番手共駆着、寺内危時者御人数分ヶ寺内江可相詰候

一、 丸山辺

一、 靈山辺



安永7年発刻・慶応元年再刻『校正
山城国全図』(大塚隆編『新撰京都
叢書』第11巻上)を改変

- 一、 清水寺辺 壱番手御人数可罷越候、弐番手四条河原辺ニ可控候、
- 一、 渋谷道家続切 弐番手五条橋より西ニ可控候
- 一、 泉涌寺
- 一、 東福寺

右同断

南方角

- 一、 稲荷海道伏見境杭迄御人数可遣候、弐番手五条橋西ニ可控候
- 一、 九条辺家続限 弐番手五条橋通ニ控、西手江寄候得者、本国寺後通又者松原通可控候、西本願寺筑地内江者猥ニ御人数入申間敷候、尤本願寺より相願候ハヽ、御人数入可申候

西方角

- 一、 洛中家続限

北方角

- 一、 家続限 但、大徳寺ヲ始、北土手之内野ヲ隔候所者、壹番手罷越、弐番手者東江寄候ハヽ、上御靈乾之方者、上立売ニ可控候

一見して分かるのが、北・南・西はそれほど問題にならないにもかかわらず、洛東地域に関しては、どこを防火・消火対象とするか、あるいはどこまで出動するか、複雑であったことである。その理由であるが、一つが幕府や領主階級にとって重要な寺社・拠点が集中していたこと、もう一つが賀茂川を越えて市街地が拡大し洛中と続いていたことである。【史料9】は、【史料7】の続きの部分である。なお、南禅寺に家康の位牌、知恩院に秀忠・家宣・家継・家重の位牌、養源院に家光・家綱・綱吉・吉宗・家基・家治の位牌があり（12）、【史料9】はこれに関する規定になる。

【史料9】

一、金地院・知恩院・養源院近火之節、万一危相見候得者、尊体 尊牌御立退之儀御別当示合、組之もの召連供奉可仕候、右御場所柄之様子相知次第、非番之もの御屋敷江参上相伺候
南禅寺・知恩院・養源院が防衛対象になるのは、歴代徳川将軍の位牌があるためであった。その他、天皇家の菩提寺である泉涌寺や門跡寺院も同じような扱いを受けており、町奉行所や大名火消にとつて重要な事は、都市民の生命・財産を火災から守ることではなく、領主階級にとって重要拠点を守ることであったことが分かる。この性格は未曾有の大火灾となった天明大火でもはっきりと現れることになる。【史料10】は大田南畠による天明大火の記述である。

【史料10】（13）

一、（A）去月晦日卯之刻前、洛外建仁寺辺より出火に付早速罷出、町奉行池田筑後守儀出馬仕、当初火消青山下野守（篠山藩主）人数相掛手当仕候所、大風にて段々火勢強く相成所々へ飛火仕、辰之刻頃には四條通寺町辺へ飛火にて焼立候に付、小堀縫殿・中村藤三郎人数召連罷出、角倉与一人數差出候に付、掛け場所にては無御座候由得共、大火の義に付所々消防候やう、主税差団仕為消防申候、町奉行山崎大隅守儀も非番之儀には御座候得共罷

出手当仕、午刻頃には五六町程も焼ひろがり、（B）次第に大火に相成、二條 御城風脇には御座候得共火近に、消防人数場所為引取、未刻頃二條へ召連罷越候、右之節には伏見奉行久留島信濃守儀も人数召連れ相詰申候（後略）

傍線部Aでは、建仁寺周辺から始まった火災が賀茂川を渡って四條寺町に燃え移ったこと、同Bでは、二条城は風脇ではあるものの、大火になったため、町奉行・大名火消らは延焼地域を放置して消火場所から退き、二条城に向かったことを記述している。武家の火消は、名称こそ「火消」であるものの、必ずしも消防を任務とするのではなく、御所・二条城を守ることを最優先の任務としていた。このため、【史料8】で記述されているように、賀茂川を渡らずに三条大橋で待機して御所・二条城から遠く離れた場所にはなるべく出動をしないようにした。なお、【史料8】「下加茂と岡崎村迄者壱番手罷越、弐番手加茂川西ニ可控候」とある下鴨村・岡崎村への出動は、飛火して賀茂川を越えて洛中にまで火が及ぶ可能性を防ぐためであったと考えられる。

以上のような武家の消防制度と並行して、享保7年2月に制度化されたのが町火消である。同年以前より、火事場に出動するように命じる町触が出されていたが、同年2月に各町の出動範囲・人員を規定した町触が出され、これによって制度化された。問題はこの町触がどこまで適用されたかであり、現段階では不明であるが、【史料11】は「町村沿革取調書」小山村の記述である。

【史料11】（14）

火防水防取締

一火防ノ事ハ從来市中ニ属ス、水防ハ賀茂川出水ノ時村中駆付賀茂堤ノ防禦ヲナス、尤橋梁ハ無之其入費維新前ハ村入用ノ内ヨリ支弁ス（後略）

傍線部に「市中ニ属ス」とあり、また【史料8】の北側の出動範囲について、「壱番手罷越、弐番手者東江寄候ハヽ、上御靈乾之方者、上立売ニ可控候」とあることから、市街地が続く小山村周辺まで適用されたものと考えられる。武家の消防が御所・二条城に重点を置いていると言っても、初期消火に失敗すれば、場合によっては御所・二条城にまで被害が及んだり、都市全体を焼き尽くすまで続く大火となるため、町火消制度化は武家にとっても必要不可欠な政策であった。軍事政権・個別領主という限界性を抱えながら、同時に統一権力としてその機能を拡大していかざるを得なかつたといえる。

この町火消制度化でも複雑なのは洛東地域である。天明大火のように、ここが火元になって賀茂川を越えて大火になる可能性があるからである。【史料12】は、享保7年令が妙法院の門前にも適用されたことを示す史料である。

【史料12】（15）

口上覚

一、火事之節、洛中洛外町々より火事場江人夫可差出由、（A）従御公儀御触御座候、諸役御免許之寺社領よりも右之人夫可差出由、就夫妙法院御門跡御境内諸役御免許ニ而御座候、
（B）然共他之境内と替り御境内町数七拾町余之内三拾町余者、唯今迄御公儀之御役相勤

申候、此度も御触之通、人夫差出候事ニ御座候、残ル四拾町余ハ従先々御門跡江諸役相勤、火事之節者勿論、御門跡江人夫相詰、大佛殿・三十三間堂近辺、其外御境内出火之節者、御門跡御家来共、右之人夫召連火事場江罷出申候、(C)且又御所方御近辺火事之節者、御門跡御家来共、右之人夫召連、御用も御座候へハ相勤申候事ニ御座候、其上當時幾宮御方一條新町御屋舗ニ被為成候ニ付、上京辺出火之節者、御家来共右之人夫召連、早速走着申候、大佛御本坊ニも人数相残り候へハ、人数無御座候而ハ、手間申候事ニ御座候(後略)

傍線部Aでは、町火消制度化は諸役免許の寺社にも適用されること、同Bでは、妙法院境内では70町余のうち、30町はこれまでも公儀の諸役を負担しているため今回の制度化でも従うこと、同時に残り40町は妙法院に詰める任務を持っていること、同Cでは、御所近辺の火災時に出動する等の任務があることを述べ、全体として40町余に関しては制度化を免除して欲しいことを述べている。なお、この嘆願は却下され、70町余すべてが制度に組み込まれ、今後は人足を負担することが命じられた。

傍線部Cに関連するのが【史料13】【史料14】であり、実際に京都で火災が起った際の『妙法院日次記』の記述である(16)。

【史料13】延享3年(1746)10月27日

一、亥刻頃、油小路出水下ル町出火ニ付、御里坊并新町御屋敷江松井左近・小畠勘解由・伊丹縫殿・初瀬川右近・菅沼幸左衛門、門前之者召連相詰、早速火慎

【史料14】享保6年(1721)11月8日

一、子ノ刻計泉涌寺方丈普請小屋より出火、御靈屋近辺故以ノ外之騒動也、定火消谷出羽守ハ勿論、町奉行諏訪肥後守・所司代火消人歩等各出馬、当門より松井右近・山田隼人・初瀬川采女・今村定助・小畠庄右衛門等大仏殿之者共を召連罷出、追付火消珍重之事也

【史料13】は御所近辺で火災が発生したため、門前から出動して里坊に詰めたことが記述されている。里坊は、御所近辺にあった門跡寺院の出先機関にあたり(17)、妙法院の場合、清和口門そばにあった。類似する記述として、元文元年(1736)正月18日「亥刻過北西方ニ當而出火、依之岡本右兵衛・三谷左助・桂庄八等、五條橋辺迄罷出候得共、火元御所近辺ニ而も無之、遠方之由故引退、後聞、大徳寺門前之由也」、元文3年2月24日「亥ノ刻計乾方出火、依之岡本右兵衛・木崎輿三太・菊地小藤太門前之者共召連罷出、遠方之由故二條辺より引退」、宝暦2年(1752)9月22日「丑上刻、亥子方出火、御所近辺と相見へ候故、青水造酒・松井又三郎門前之者共召つれ、御里坊迄罷越」等があり(18)、妙法院から見て北西にあたる御所近辺が火災であれば、里坊に出動していたことが分かる。

【史料12】傍線部Cで述べている、御所出火の際に出動するという主張は単に負担を逃れるためのものではなく、実際に享保7年以降も勤めている任務であったといえる。また安永2年(1773)5月29日「亥刻過比、泉涌寺々中寶安寺出火ニ付、初瀬川采女・小畠勘解由・三谷玄蕃・町役火役之者召連行向」という記述等もあるため(19)、【史料14】に見られるような泉涌寺火災時の出動

は、近くに所在する門跡寺院としての任務であった可能性が高いと考えられる。これまで見過ごされてきたが、妙法院には門跡や境内門前を守る以外にも独自の任務があったことが分かる。

次に傍線部Bに関してであるが、寺院や境内の屋敷火災時は当然のことながら妙法院内部で消火活動を行った。問題になるのは、その消火活動や出動範囲であり、享保7年以降も寺院・境内の防火・消火を優先するという問題が残った。【史料15】は享保18年12月28日の建仁寺そばでの火災、【史料16】は宝暦5年3月16日の東福寺そばでの火災時の妙法院の対応である（20）。

【史料15】

一、 子半刻、建仁寺町四條下ル町裏屋出火、依之御境内山崎町迄御家来罷出ル、丑刻計火静ル、右出火ニ付、祇園社務へ御使被遣、

【史料16】

一、 申刻頃より暮方迄、東福寺々中焼失、仍而御境内境一之橋迄、人数被差向、初瀬川采女・中村帶刀・伊丹縫殿・三谷安左衛門・馬場丹治、門前之者・当町之者とも召つれ罷越、寺数九ヶ所焼失、大火也

ともに境内境までしか出動していないが、これは例えば、妙法院北部の火災では、寛保3年（1743）12月4日「戌刻計六波羅辺出火ニ付、御境内山崎町迄、御家来相詰、即時火消」安永9年4月16日「申ノ半刻、四條通繩手東江入丁出火、御境内山崎町迄、三谷藏人・中村帶刀、火改之者召連罷越候事」、西部の火災では、寛延2年（1749）8月9日「子ノ刻計、東本願寺台所出火、依之代官中町役人門前召連、正面通高瀬迄罷出」、南部の火災では、天明8年（1788）2月「寅刻前、東福寺寺中出火、早速代官方・修理方・人歩等召連、御境内境迄罷出ル、同刻過火鎮り、何れも引取也」（21）といずれも同じ対応を探っている。これは妙法院だけに問題があるのではなく、たとえ出動しても、建仁寺・東福寺・本願寺等から要請がない限りは消火活動を行う権限は妙法院にはないからである。

当然のことながら、町奉行所はこうした妙法院の消防活動を問題視する。享保18年5月21日には「出火之節、大佛廻町々より妙門様江相詰候而、他所へ水夫等出シ不申候町も有之候ハヽ、御吟味候而」（22）と、火災時に寺院に詰めて境内外へ出動しないでいる町について問い合わせを行った。翌日「此儀者享保七寅年御触之時節より他所へ水夫等出候様ニと、御境内中被申付置候」と享保7年令を心得ている旨の返答を行っている。明和7年（1770）12月にも町奉行所より「妙法院御門跡境内其外出火之節、人数被差出候儀ニ付、御尋候儀御座候間」（23）と再度妙法院の消火活動に問い合わせを行っており、同じ用件かと考えられる。

以上のように、享保7年の町火消制度化は、都市域全体を平準化して均質の消防制度を構築しようとするものであったが、理念に留まって実際は貫徹できていないことが分かる。これは町奉行所の支配権で解決できる問題ではなく、幕藩体制が生み出す構造的な問題であった点が重要である。【史料17】は、【史料10】にも共通するが、京都のほとんどすべてを灰燼にきした天明8年1月30日に発生した大火に関する妙法院の記録である。

【史料 17】（24）

一、 今晚団栗図子、建仁寺町西へ入所より火出、宮川町新町へ焼抜、早速代官方・修理方・町役人歩等召連罷出、御境内ニ差控、追々追風、新宮川丁・故宮川丁へ焼出、入夜御境内問屋丁・鞘丁・伏見海道へ焼下り、然レ共壱丁計焼、子刻過火鎮リ、何れも引取也、珍重々々、但、洛中大火、委細来月二日に有記也、

ここでも妙法院の火消部隊は境内境で控えて消火活動を行わなかった。妙法院の対応にすべての原因があるわけではなく、様々な理由が重なったこともあるが、本章で見てきた近世の消防制度の欠陥がこの大火を招いた重大な要因であったといえるであろう。幕府が、幕府や領主階級の重要な拠点に重点を置く限り、妙法院ら寺社は自衛せざるを得ず、逆に寺社が自衛する限り、幕府権力はこれを否定して介入できなかつたのである。幕藩体制そのものを解体させない限り、都市全体を均質に覆う消防制度の構築はできなかつたのである。

3 町奉行所支配の浸透と個別領主権

前章では、消防制度に関して町火消制度化以降、町奉行所支配・都市全体の論理と妙法院が志向する部分社会の論理が衝突し、平行線をたどることを見えてきた。同時に、町奉行所にとって妙法院の論理は否定したくとも否定し切れるものではなく、それは幕府が都市全体を覆う消防制度を一応構築するものの、最終的には御所・二条城を守ることを優先したように、個別領主・軍事政権としての性格を払拭できず、妙法院独自の火消部隊を認めざるをえなかつたからである。また大きな問題が起こらない限りにおいては、妙法院の火消が有効に機能した方が町奉行所にとっては望ましいことでもあった。本章では、この問題が消防に留まるものではなく、複雑な歴史的背景や構造的問題を抱えた近世中後期という歴史段階を象徴するものであったことを明らかにしていく。やや結論めいたことを述べると、町奉行所は寺社の独自性・領主権を否定しながらも肯定する、逆に寺社は町奉行所支配を否定しながらも肯定する、という状況が発生する。

まず町奉行所は、寺社が持つ独自性・領主権を全否定することではなく、むしろ町奉行所支配の前提として尊重する。個別領主支配では対応できない諸問題に限定して対応しようとするのが基本方針だからである。このため、両者が対抗関係にあるのではなく、幕藩領主として協調・相互補完関係を持っている場合が少なくない。一例を挙げると、元文5年（1740）8月13日に妙法院から町奉行所に出された届書があるが（25）、妙法院が領分内の土砂崩修復を行うにあたって、町奉行所に街道通行禁止を願っている。町奉行所が普請すべてを行うのは現実的に不可能であるため、領主である妙法院自身が普請を行い、一方で交通規制に関しては領分外にも関わる案件であるため、町奉行所の管轄となる。町奉行所・妙法院の双方が、それぞれの権限・管轄に基づきながら役割を分担することで、全体としてうまく機能している。町奉行所による都市支配・広域支配は、このように個別領主支配がうまく機能することではじめて成り立つものであった。このため、例えば元文5年6月に妙法院知行所大原郷の木柴をめぐっての争論が町奉行所に持ち込まれた際には、「此度ハ出入之儀ニ付、御

地頭方へ相願、御地頭方より被仰入被遣候事」（26）と領主による裁許を優先させている。このように領主支配を否定しないのが原則である。

ところが、特に18世紀の都市では経済構造・社会構造が複雑化していくため、こうした町奉行所と寺社の棲み分け・機能分担が適合しなくなり始める。【史料18】は、元文元年7月4日に妙法院から町奉行所へ出された願書の一部分である。

【史料18】（27）

口上覚

一、(A) 妙法院御門跡御境内、鐘錠町南組山形屋市右衛門と申者、数年扇骨商売仕罷在候処、近年切竹商売も仕候ニ付、去卯十二月大仏御境内扇骨商売之者共、百五六拾人申合、山形屋市右衛門近年切竹を売候故、惣骨屋共障りニ相成難儀仕候由願出、可及吟味之処、右骨屋共居申候町々之年寄共八人申合、下ニ而取扱、市右衛門切竹売相止メ可申旨得心仕候上、去ル十二月証文仕御本所江差出候（中略）然共市右衛門儀、外へ貿削りニ遣候と申候而、切竹売候様子見及候由、商売人之内申出候者有之候、(B) 右之実否且山形屋市右衛門下細工之者共、多くハ京都之者共有之由、旁以於御本所難被遂御吟味候間、於御奉行所宜被仰付被進候様ニ仕度奉存候、已上

辰六月廿九日

妙法院御門跡御内

松井民部卿印

傍線部Aでは、妙法院の境内である鐘錠町の山形屋市右衛門という扇骨屋を営む者が、新規に切竹販売を始めたため、大仏近くの扇骨屋160人が申し合って妙法院に販売差し止めを願ったという、この争論の経緯が記述されている。妙法院はこれを受けて差し止めを命じたが山形屋が聞き入れずに町奉行所に出訴することになるが、傍線部Bでは、山形屋の下細工の者たちの多くが京都の者であるため、妙法院では吟味ができない、という町奉行所に出訴した理由が述べられている。経済構造が複雑化して妙法院境内門前・領分では完結しなくなつたため、当然妙法院内部では解決できなくなり始めたのである。

また町屋敷の物件化もこの問題に拍車をかける。【史料19】は享保7年（1722）11月13日に町奉行所に出された願書である。この願書の前提として、境内の伏見街道七町目の鍛冶屋作兵衛という者が黒門通下立売上ル松屋惣兵衛に借銀したが返済できなくなり、町奉行所で裁許が行われ、松屋にその町屋敷の引渡しが命じられることになった。

【史料19】（28）

(前略) (A) 然所右惣兵衛七町目之家請取候上者、町役并御本所江之役儀可相勤儀ニ御座候所、御公儀ニ而請取候家ニ候と申立、町役并御本所江之役儀相勤不申候、(B) 此七町目と申候者、從古來御門跡御普代町ニ而地子御免、其上町中江御給米被下置、御門主御無人之節者、一日晴ニ帶刀仕候格式、夫故家持之者江者坊官共逢申候事ニ御座候、然共御役等も不仕、坊官共江逢ニも不参、不届千万之仕形ニ御座候、然共先其通ニ差置候処、(中略) (C) 段々不届我僕之者ニ御

座候間、何卒急度被仰付度思召候得共、他ニ住宅仕居申候者之儀ニ御座候故、何とも可被仰付様無御座候間、御吟味之上如何様共御本所御下知相立候様ニ被仰付被進候様ニ奉頼候（後略）

傍線部Aでは、町屋敷所持にあたって松屋が、町役と妙法院が賦課する役を拒否していることを述べている。また傍線部Bでは、この町の家持は、地子免除・給米下賜・帶刀という格式を持ち、また坊官も違うことになっているが、これらも拒否しているということを述べている。傍線部Cでは、松屋は境内町ではなく他に居住する町人であるため、妙法院ではどうすることもできない、ということが述べられている。【史料18】と同じように、妙法院内部で完結できない問題となっていることが分かる。経済構造・社会構造の複雑化によって、妙法院内部では解決できずに町奉行所に頼らざるをえなくなっていくのである。また【史料6】でも見たが、広域捜査の必要性が増してくる問題があつた。【史料20】は元文4年正月28日に境内の町で投火があり、町奉行所に訴えた記述である。

【史料20】（29）

一、御境内七條川東日吉町晒屋善右衛門借屋藤屋茂兵衛居宅、表屋根軒口より三尺程奥之方今朝六ツ時投火有之候ニ付、町中出会、早速打消、奉行所へ相訴候所、為見分川口彦十郎、遠藤郡八郎・方内澤輿右衛門来、御本所よりも町役石野忠三郎罷出、見分之上無別條相済也

投火は、この時期妙法院境内ではしばしば見られ、元文元年9月7日「御境内塗師屋町下組八百屋清兵衛借屋へ、昨夜戌半刻計投火いたし候ニ付、今日公儀江右町中より左之通之断書差上、無別條相済候段、其断書之写を以、御本所江御届申上ル」元文4年2月29日「戌刻過頃、御境内下梅屋南側町家ノ屋根へ投火いたし候由、早速見付打消候故、御奉行所へ町より訴出候得共、見分不来、相済候由」（30）とある。また投火に注意を促す町触も頻繁に出されており、享保15年3月9日「去月十五日繩手四條上ル町、同廿五日神泉苑町三條上ル町、当月朔日台所門筋木津屋橋上ル町、此三ヶ所出火、其節令吟味之処、手過ニ無紛候、其以後も度々手過有之、又ハ投火杯有之付而、臨時之廻り之もの差出之候」寛保元年（1741）9月19日「火之元之儀度々申触、就中当七月申触之品も有之候処、頃日も所々投火之沙汰有之如何ニ候」宝暦6年（1756）12月16日「頃日所々投火等有之趣相聞候ニ付、町奉行所組廻り之儀者勿論、所司代・組与力・同心被相廻、紛敷もの有之候ハヽ捕違ニ而も不苦」等（31）が書き留められている。

また【史料6】で大山崎における張紙に関する問題を取り上げたが、妙法院でも元文2年12月に同じような問題が起り、境内下池田町泉屋半介の屋敷に火札が貼られた（32）。この際「右火札を張り候儀、御本所江御届ケ申上候上、町より奉行所江相届ケ候処、檢使來候を、早速ニ御本所へ不申出、跡ニ相届ケ候ニ付、檢使江町役人共立会不申候、年寄組之者不届千万之仕形ニ付」とあるように、妙法院に届け出を行った後、町奉行所へ届けたが、見分に来た檢使に関して妙法院へは事後報告であったために問題とされた。妙法院では対応できない問題が増加し、町奉行所と町が直接結びつき始めた。前章では消防制度を事例に、町奉行所が都市全体の平準化・均質化を推し進めたことを見たが、経済構造・社会構造が変容した人の往来が活発化する中で、都市に存在する部分社会もまたこうした町奉行所支配を必要不可欠とし始めたのである。

こうした二つの支配を反映して、当該期は妙法院が従来から持っていた警察権も問題にされはじめた。【史料21】は、明和7年6月18日の記述であり、藤嶋石見という人物が持参した書付の写である。なお史料中に「鉄棒」とあるが、これに関してはすでに朝尾直弘氏の研究があり、「寺社において儀式等に鉄棒を曳く」「一八世紀半ばを過ぎると、雜色の市中における鉄棒使用の独占が確立する」等の論点を明らかにしている（33）。

【史料21】（34）

一、（A）妙法院宮有來候鉄棒、非常人數御門内江入込候節、御門内ニ而被引用候事、急度奉行所江御聞定ニ而者、不苦と申儀者難申入候、

（B）青蓮院宮ニも有來候鉄棒、非常之節御門内ニ而是迄被引用候由、此儀者、奉行所江御聞定も無御座候故不存候、右青蓮院宮之趣を以、御取計之儀者、奉行所ニ者不存候趣ニ候事

一、（C）御境内多人数往来等有之節ハ、御頼ニ御座候へハ、奉行所より見廻役人申付、差出可申、奉行所より見廻り役人指出候節ハ、御門内ニて有來候鉄棒被引用候事、不苦御座候事

傍線部Aでは、妙法院門内で鉄棒を引くことは、奉行所へ問い合わせた場合は、差し支えがないということは難しいであろうという見解を述べている。傍線部Bでは、青蓮院にも鉄棒曳きはいるが、奉行所には問い合わせてないため知らないこと、この青蓮院の対応に準じれば知らないで済ませられることを述べている。傍線部Cでは、境内の往来の人が多い場合、依頼して奉行所より見廻り役人が来ること、その際には門内で鉄棒を曳くことは差し支えがないことを述べている。この問題に関しては、同月20日に「廣橋家江大蔵卿參向、鉄棒之事、段々世話被成下、於御門内引用之儀不苦候与相成候、一統忝奉存候」と記述されており、所司代・町奉行に問い合わせたかどうかは不明であるが、鉄棒曳きは存続を認められたものと考えられる。

これに類似するが、【史料22】は、妙法院が独自で持つ十手が問題になった記述である。【史料22】は、寛政3年（1791）5月25日に所司代太田資愛からの問い合わせであり、矢数の際に十手を持って見物人を追い払っている妙法院配下の者を町奉行所与力らが捕縛し、この十手について経緯を問い合わせてきたのである。

【史料22】（35）

（前略）（A）右両人共答書差出候処、右十手相用候儀者、年古ク御室ニ有之候而、御構内新日吉社神事并矢数、其外多人数立入候節者、先々より持來候儀ニ有之候由、尤為持候砌者、兼而かさつ法外之儀等、決而無之様精々申付置候処、右躰及始末候旨、（B）勿論いつ頃よりと申儀も曉与相知不申、尤右十手相用候儀ハ、其度之坊官・諸大夫等より差図いたし相用候儀ニ而も無之、當御室ニ有來候ニ付、出役之者共役所ニ前々より被渡置候而相用候儀ニ而、年古キ儀ニ付最初之訳相分り不申候旨申之候由、（C）町奉行共申聞候、右十手之儀者、重立候道具ニ而も無之、畢竟捕方之品ニ而、於関東も役掛り之与力・同心之外容易不相用事ニ候條、以来十手相用候儀者無用被致候様、御勘弁之上御達被置候様ニと存候事

傍線部Aでは、妙法院側の返答では、古くから神事・行事や人が多く立ち入る際には、十手を用い

ていることを述べ、同Bでは何時から十手を用いてきたかは不明であり、また十手を使用する場合に坊官等が差図するわけではなく、出役の者は役所から前々に渡したものを使用しており、これも古くからの話なのでどのような経緯で始まったかは分からないと述べている。傍線部Cでは、これに対する町奉行の見解が書かれており、関東においても与力・同心の外は簡単に十手を使用しないので、以後は十手を使用しないように妙法院に伝えて欲しいということが述べてある。これに対して妙法院は、翌日に「昨日御達被進候十手之儀ニ付、太田備中守殿より御紙面写之趣、委細承知仕候」という、承知する旨の返答をしているが、その後の詳細については不明である。

18世紀半ばから町奉行所支配が妙法院の境内門前にまで直接及ぶようになり、鉄棒曳きや十手など、妙法院が従来から持っていた警察権が問題視され始めたといえる。第一章で見た都市京都から一定程度の距離を隔てていた吉田社・離宮八幡宮・石清水八幡宮らとは異なり、都市部に存在する妙法院らは直接町奉行所支配と衝突していくことになったと考えられる。同時に第二章でも見たように、また妙法院の鉄棒曳きや十手を全否定できなかつたように、幕藩体制そのものが解体されない限り、基本的には黙認し続けるを得なかつたともいえるであろう。

おわりに

本稿では不十分な分析に終始したが、主に妙法院を事例に、享保期以降18世紀後半にかけて京都町奉行所支配が寺社の個別領主権を侵害し始めることを明らかにした。同時にこれは一方的に町奉行所が推し進めたものではなく、経済・社会構造が複雑になり諸問題が生起する中で、個別領主や社会の側も求める形で進んでいったことを明らかにした。18世紀半ばの都市がこうした権力を不可欠とする歴史段階であったことが重要である。町奉行所は個別領主支配を、逆に個別領主は町奉行所支配を、衝突し否定しながらも、必要不可欠なものと肯定していく点も重要である。幕藩体制が転換期を迎えているものと考えられ、その解体過程までを含めた具体像の分析が必要であると考えられる。

【注】

- (1) 『歴史科学』192号（大阪歴史科学協議会、2008）が最新の研究史整理を行っている。
- (2) 大宮守友『近世の畿内と奈良奉行』（清文堂、2009）。
- (3) 岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、2006）。
- (4) 朝尾直弘「鉄棒曳き一雜色小考一」（『日本社会の史的構造』（思文閣、1995））。
- (5) 「町村沿革取調書 愛宕郡1—1」（京都府立総合資料館）
- (6) 拙稿「淀藩出動と石清水八幡宮の領主権一火災時における対応一」（『京都府立大学文化遺産叢書』4号、2011）
- (7) 「京都東町奉行所御番方与力覚帳」（『京都府立総合資料館紀要』37号、2009）。以下、本章で使用する史料は特に注記しない限り、本史料に拠る。

- (8) 『八幡市誌』第2巻（八幡市誌編纂委員協議会、1980）175頁。
- (9) 『石清水八幡宮史料叢書』1（石清水八幡宮社務所、1960）438頁。
- (10) 特に注記しない限り、拙稿「元禄一享保期三都における消防制度設立」（『ヒストリア』209、2008）、丸山俊明『京都の町家と火消衆』（昭和堂、2011）の記述に拠る。
- (11) 注(7)、「京都御火番申合帳」（「豊田家文書」90（大和郡山市教育委員会所蔵））。
- (12) 注(7)
- (13) 「一話一言」（『日本隨筆大成』上巻）263・264頁。
- (14) 「町村沿革取調書 愛宕郡1—1」
- (15) 『妙法院日次記』第5巻89頁。以下、本章で『妙法院日次記』を使用した場合は『日次記』と省略し、巻数・頁数のみを記す（例：注(15)であれば、『日次記』5—88と記す）。
- (16) 『日次記』11—73、同5—53。
- (17) 柴田純「隨心院門跡里坊の役割」（『隨心院門跡を中心とした京都門跡寺院の社会的機能と歴史的変遷に関する研究』（研究代表者 水本邦彦）2006）
- (18) 『日次記』8—122、同9—18、同12—128・129。
- (19) 『日次記』17—238。
- (20) 『日次記』7—291、同12—331。
- (21) 『日次記』10—152、同19—87、同11—257、同21—241。
- (22) 『日次記』7—241。
- (23) 『日次記』17—108
- (24) 『日次記』21—212・213。
- (25) 『日次記』9—311。
- (26) 『日次記』9—300。
- (27) 『日次記』8—157
- (28) 『日次記』5—139。
- (29) 『日次記』9—140。
- (30) 『日次記』8—177、同9—141。
- (31) 『日次記』7—15、同9—403、同13—142。
- (32) 『日次記』8—433。
- (33) 注(4)
- (34) 『日次記』17—42。
- (35) 『日次記』23—78。

京都地域情報・文化遺産データベースの企画・展開・活用
－明治期の「郡村誌」と近世村町別文書一覧－

編 集 東 昇（京都府立大学文学部歴史学科准教授）

発 行 京都府立大学文学部歴史学科文化情報学研究室

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2013年3月31日

印 刷 株式会社 双林印刷社

〒601-8106 京都市南区新千本通十条下ル
